

「神奈川県地域防災計画(風水害等災害対策計画)修正素案
に関するパブリックコメント

2017年4月18日

防災塾・だるま 塾長 荏本孝久

連絡先: 中島光明

(横浜市緑区東本郷 6-3-6-613)

標記の修正素案に関し、下記の通り意見を提出いたしますのでよろしくお願いします。

近年ゲリラ豪雨と呼ばれる局所的・短期的な集中豪雨が増加し、人的被害が増大しています。そして神奈川県においては、地形的要因及び住民の居住実態から考え、これら災害に起因する被害が想定されます。

地球温暖化に起因するスーパー台風の発生、産業構造や土地利用の変化、厳しい財政事情など。これらの災害対策は、従来型の災害対策のみでは限界があり、社会構造の変化を反映した新しい視点による災害対策(特にソフト面)が重要と思われれます。

<全般>

1. 行政は「危険な箇所に住んでいる住民」に対し、実効性のある「危険を知らせる努力」を図る。
 - ・危険な場所・区域を知らせる
 - ・危険な時を知らせる
 - ・逃げる場所・ルートを知らせる
 - ・上記対策を周知徹底させるため、特に地域住民との信頼関係の構築に努める
2. 「危険な箇所に住んでいる住民」は、「自分の命は自分で守る」ため、行政の発信する災害情報を遵守することは責務と考え、自ら実行できる意識改革に努める。
 - ・危険な場所・区域を知る
 - ・危険な時を知る
 - ・逃げる場所・ルートを知る
 - ・危険な時は避難する体制を家族・近隣・地域で整える
3. 行政は、新たな危険箇所が増えないよう抑制する(縦割り行政の弊害を排し、内部の連携を強化する)。
4. 集中豪雨による洪水被害は「河川の流域」を認識した積極的な警戒情報によって被害の軽減を図る(空振りを恐れない)。
また、河川は行政区域を超えた流域となるので、特に自治体間の連携が不可欠と考えられる。

●風水害対策編〈第 1 章 災害に強いまちづくり〉

1. 治水対策(第 3 節)、下水道整備(第 5 節)、高潮対策(第 7 節)、土砂災害対策(第 9 節)、ライフラインの安全対策(第 13 節)において必要な対策が追加されています。

これらの記述で、果たして必要な具体的対策の実施につなげることができるでしょうか(必要な具体的な対策を明記してはどうか)。

例:「大型マンション等」への停電時の非常用電源の確保は明確化しているか。

2. 県内の市町村においては、厳しい財政状況から必要視される災害対策がなおざりになる場合が危惧されます。

特に道路や橋梁などインフラの保守・点検・改修が見過ごされているケースの災害対策として、先端技術(ドローン、ロボットなど)を積極的に活用した取組み及びこれらの更なる情報公開が必要と考えます。

以上